

広報資料

平成30年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等  
入学希望者の募集について

平成29年8月24日  
特別支援教育課

平成30年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等入学希望者について、下記のとおり募集しますのでお知らせします。

記

1 募集する学校の部科等及び募集定員  
別表1のとおり

2 通学区域等

入学すべき特別支援学校は、志願者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくは成年後見人)をいう。

ただし、志願者が成年であって成年後見人がいない場合は本人。以下同じ。)の住所の存する通学区域等の特別支援学校とし、通学区域等は別表2のとおりとする。

3 志願者の資格及び出願の期限

(1) 幼稚部及び高等部(職業学科を除く。)

部・科	学校	志願者の資格	出願の期限
幼稚部	盲学校、聾学校	満3歳から5歳までの幼児 (平成30年3月31日現在)	平成30年1月12日(金)
高等部	城陽支援学校を除く 特別支援学校	中学部若しくは中学校を平成30年3月に卒業予定の者又は平成29年3月以前に卒業した者	盲学校及び聾学校 平成30年1月12日(金)
	城陽支援学校	中学部若しくは中学校を平成30年3月に卒業予定の者又は平成29年3月以前に卒業した者で、独立行政法人国立病院機構京都病院内に入院加療する重症心身障害の者	盲学校及び聾学校以外の特別支援学校 平成29年12月8日(金)
盲学校高等部専攻科、高等部専攻科研究部		盲学校長が別に定める要件に該当する者	盲学校長が別に定める日

(2) 高等部職業学科

部・科	学校	志願者の資格	出願の期限
高等部	城陽支援学校 八幡支援学校(※)	ア 中学部若しくは中学校を平成30年3月に卒業予定の者又は平成29年3月以前に卒業した者 イ 学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害者であり、療育手帳を有するなど特別な支援を必要とする者 ウ 保護者の住所が山城教育局の所管区域内にある者 エ 公共交通機関を利用して、通学可能な者(ただし、特別支援学校長がその他の手段で通学することを認めた者を含む。) オ 企業就労を目指す意欲を有する者 カ 平成29年度中に各特別支援学校が開催する体験学習への参加及び入学相談を受けた者	平成29年12月8日(金)

※八幡支援学校の職業学科(新設)は、平成30年度から入学生徒募集(募集定員10名)

### 3 保護者の住所が通学区域外にある場合

保護者の住所が別表2の通学区域外にあって特別な事情がある場合、盲学校及び聾学校にあっては平成30年1月5日(金)、それ以外の特別支援学校にあっては平成29年12月1日(金)までに、居住地の都道府県教育委員会を経由して、特別支援教育課に入学志願許可申請書を提出し、許可を受ければ出願することができる。

### 4 出願の手続

入学願書・調査書等に必要事項を記入の上、居住地の市町村教育委員会に提出する。

ただし、特別支援学校中学部に在籍する者が高等部に入学を希望する場合等については、志願先の特別支援学校へ提出する。

問い合わせ先 京都府教育庁指導部特別支援教育課指導推進担当  
電話 (075)414-5835

別表 1

平成30年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等  
第1学年生徒等募集定員

学 校 名	部 及 び 科	学 科	募集定員	摘 要
盲 学 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		保 健 理 療 科	8 名	
		音 楽 科	8 名	
	高 等 部 専 攻 科	普 通 科	10 名	
		保 健 理 療 科	10 名	
		理 療 科	10 名	
音 楽 科		10 名		
高 等 部 専 攻 科 研 究 部	理 療 科	10 名		
盲 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
聾 学 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		京 都 ア ー ト 科	8 名	
		情 報 科	8 名	
聾 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
向 日 が 丘 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
宇 治 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
城 陽 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	10 名	知 的 障 害 ・ 肢 体 不 自 由 教 育 (重 度 重 複 障 害 生 徒 対 象)
		ビ ジ ネ ス 総 合 科	20 名	
八 幡 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
		福 祉 総 合 科	10 名	
南 山 城 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
丹 波 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
中 丹 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
舞 鶴 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
与 謝 の 海 支 援 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育

別表2

学 校 名 等		通 学 区 域 又 は 対 象 者
盲 学 校	幼 稚 部	乙訓、山城及び南丹教育局管内 京都市
	高 等 部 等	京都府の全域
盲学校舞鶴分校	幼 稚 部	中丹及び丹後教育局管内
聾 学 校	幼 稚 部	乙訓、山城及び南丹教育局管内 京都市
	高 等 部	京都府の全域
聾学校舞鶴分校	幼 稚 部	中丹及び丹後教育局管内
向日が丘支援学校	高 等 部	乙訓教育局管内
宇治支援学校	高 等 部	宇治市 城陽市
城陽支援学校	高 等 部 普 通 科	独立行政法人国立病院機構南京都病院重症心身 障害施設入所者
	高 等 部 ビジネス総合科	山城教育局管内
八幡支援学校	高 等 部 普 通 科	八幡市 久世郡 桃山学園
	高 等 部 福祉総合科	山城教育局管内
南山城支援学校	高 等 部	京田辺市 木津川市 綴喜郡及び相楽郡
丹波支援学校	高 等 部	南丹教育局管内
中丹支援学校	高 等 部	中丹教育局管内（舞鶴市を除く。）
舞鶴支援学校	高 等 部	舞鶴市
与謝の海支援学校	高 等 部	丹後教育局管内

注1 八幡支援学校の通学区域のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

調整地域	取扱い
八幡市八幡樋ノ口 八幡市川口高原 八幡市八幡長町（宇治川以南）	志願先の特別支援学校は、原則として八幡支援学校とする。ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。
八幡市八幡長町（宇治川以北） 久世郡久御山町大橋辺	志願先の特別支援学校は、原則として京都市立呉竹総合支援学校とする。ただし、保護者が八幡支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。

注2 南山城支援学校の通学区域のうち、京田辺市立大住小学校区、京田辺市立松井ヶ丘小学校区、京田辺市立薪小学校区及び京田辺市立桃園小学校区在住の者で、保護者が八幡支援学校高等部入学を希望する場合には同校を志願先の特別支援学校とし、次のとおり手続を行うこと。

- ① 既に八幡支援学校中学部に在籍している場合には、八幡支援学校を志願先の特別支援学校とし、八幡支援学校へ書類を提出すること。
- ② 上記4小学校区在住で、南山城支援学校中学部に在籍する生徒が八幡支援学校高等部を志願する場合には、八幡支援学校へ書類を提出すること。
- ③ 上記4小学校区在住で、京田辺市立中学校に在籍する生徒が八幡支援学校高等部を志願する場合には、「4 保護者の住所が別表2の通学区域外にある者」による手続を行った上、八幡支援学校へ書類を提出すること。

注3 京都市のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

なお、京都府立特別支援学校高等部を志願する場合には、「4 保護者の住所が別表2の通学区域外にある者」による手続を行った上、出願手続を行うこと。

調整地域	取扱い
伏見区淀際目町 伏見区淀生津町 伏見区向島下五反田	志願先の特別支援学校は、原則として八幡支援学校とする。ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。
右京区京北町 (京都市立周山中学校区)	保護者が丹波支援学校高等部入学を希望する場合には、個別協議の上、志願先の特別支援学校を決定する。